

## 《登記されていないことの証明書の窓口申請方法》

### 【必要なもの】

#### 1. 「登記されていないこと」の証明申請書

窓口にあります。

#### 2. 収入印紙

1通につき300円です。法務局の庁舎内でも販売しています。

#### 3. 来庁者（申請人または代理人）の本人確認資料

窓口にお越しの方の住所、氏名、生年月日が分かる書類（運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード等）を提示していただきます。

#### 4. 委任状（代理人の方が申請される場合）

証明を受ける方が作成した委任状を持参していただきます。

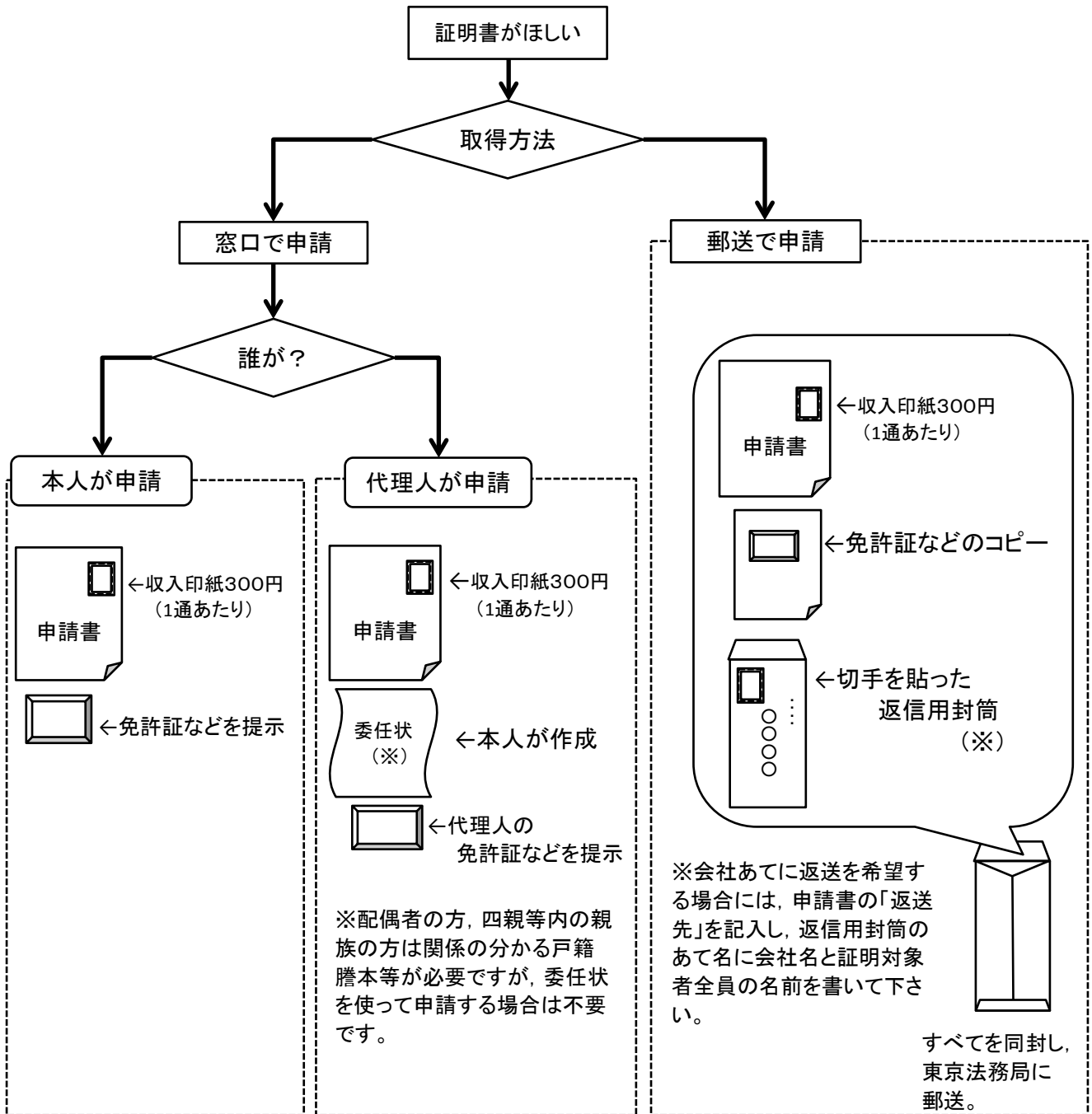
★ 配偶者の方、四親等内の親族の方が申請する場合には、ご本人との関係が分かる戸籍謄本又は抄本（発行から3ヶ月以内のもの）が必要です。  
なお、親族の方でも委任状を使って申請する場合は不要です。

★ 申請書・委任状は、「盛岡地方法務局」ホームページ→「法務局で交付している証明書（土地・建物・会社・成年後見など）のご案内です」（トップページの右上）からダウンロードすることができます。

### ■■■くわしくは盛岡地方法務局戸籍課へお問い合わせください。■■■

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎4階  
盛岡地方法務局戸籍課 ☎019-624-9856(直通)





**【申請先】**  
〒020-0045  
岩手県盛岡市盛岡駅西通1-9-15  
盛岡第2合同庁舎 4F  
盛岡地方法務局戸籍課

電話: 019-624-1141 (代表),  
019-624-9856(直通)

**【送付先】**  
〒102-8226  
東京都千代田区九段南1-1-15  
九段第2合同庁舎  
東京法務局民事行政部後見登録課

電話: 03-5213-1234 (代表),  
03-5213-1360(直通)

証明書は、その場で発行します。

証明書は、約1週間後に届きます。